

令和4年第4回那須烏山市議会7月臨時会（第1日）

令和4年7月19日（火）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時54分

◎出席議員（15名）

1番	高木洋一	3番	荒井浩二
4番	堀江清一	5番	興野一美
6番	青木敏久	7番	矢板清枝
8番	滝口貴史	9番	小堀道和
10番	相馬正典	11番	田島信二
12番	渋井由放	13番	沼田邦彦
14番	中山五男	15番	高田悦男
16番	平塚英教		

◎欠席議員（1名）

2番 福田長弘

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	皆川康代
こども課長	川俣謙一
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明

上下水道課長

高 田 勝

学校教育課長

大 鐘 智 夫

生涯学習課長

水 上 和 明

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

渡 辺 睦 美

書 記

菅 谷 莉 子

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について）（市長提出）
- 日程 第 4 議案第2号 那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第3号 財産の取得について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第4号 財産の取得について（市長提出）
- 日程 第 7 意見書案第1号 特定盛土等の撤去に向けた財政支援を求める意見書の提出について（議員提出）
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（渋井由放） おはようございます。傍聴席の皆様方には、御多忙中お集まりをいただきましてありがとうございます。

ただいま出席している議員は15名です。2番福田長弘議員から欠席の通知がございました。定足数に達しておりますので、令和4年第4回那須烏山市議会7月臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下、関係課長の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日の臨時会に当たり、本日7月19日に議会運営委員会を開き、その決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださいますようお願いを申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渋井由放） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

5番 興野一美議員

6番 青木敏久議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（渋井由放） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は、さきに送付したとおり、本日1日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日に決定いたしました。

なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、御協力を願います。

◎日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度那須  
烏山市一般会計補正予算（第2号）について）

○議長（渋井由放） 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度一般会計補正予算（第2号）を6月27日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入・歳出をそれぞれ4,149万1,000円増額し、補正後の予算総額を114億1,971万円とするものであります。

今回の補正予算は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金について、令和4年度から新たに住民税が非課税となった世帯及び家計急変世帯等についてできるだけ早期に給付金を給付する必要があることから、必要な予算を調整したものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 専決処分の件で、一般会計でございますが、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業ということで、これは対象世帯数が何世帯なのか、そしていつまでにこの給付を完了する予定で進めようとしているのか、事業内容等についても一度確認しておきたいと思えます。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） こちら令和4年度新たに住民税が非課税となった世帯につきましては、6月1日が基準日となっております。その中で非課税世帯は314世帯、こちらにつきましては7月1日付で既に通知を発送しております。そのほか家計急変等の世帯につきましては、申告によるものになりますので、予算といたしましては80世帯分を計上しております。合計400世帯分として、給付金は4,000万円を予算計上しております。

申請の期間につきましては、令和4年9月30日までとなっております。9月30日までに申請をしていただいて、内容が確認出来次第、順次、給付金は給付していくこととなります。

7月1日付でお送りいたしました314世帯のうち、内容の審査を終えて、第1回目の給付金の給付を行いますのは、7月28日を予定しております。こちらにつきましては152世帯でございます。以降、支給につきましては、月2回給付を行っていくということで計画しております。

また、家計急変等につきましては、お問合せが1件のみございましたけれども、まだ申請はございません。今後、改めて周知を図ってまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 令和4年度から新たに住民税非課税世帯になられた方は分かったんですが、この家計急変世帯というのはどういう基準でこの80世帯が定まったのか、内容についてもう一度お願いいたします。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 家計急変世帯につきましては、令和3年度までに既に申請を終えて10万円を給付されている世帯については対象外となりますので、そのほかこの程度かなということで、80世帯分ぐらいを予算化しているところでございます。はっきりしている人数につきましては、申告があって初めて分かってくるものでございますので、もう少し先になってくるのかなと思っております。

○16番（平塚英教） 家計急変世帯と認められるような世帯はどのような家計か。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 令和3年度におきましても同じような事業を行っておりますけれども、その内容としては同じでございます。家計急変世帯というものにつきましては、令和4年1月以降、家計が急変し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあるということが認められる世帯ということでございます。また、世帯の人数等によっても積算する式が変わってきますので、そちらにつきましてはそれぞれ御相談をいただきながら対応してまいりたいと考えております。

○16番（平塚英教） 了解。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） これは担当課長さん、13ページですね、これは歳入歳出があるんですが、住民税非課税世帯に対して今回は給付するわけですが、市役所で使う事務費補助金が

149万1,000円ありますね。この額に不足が生じた場合、また余った場合、すなわち過不足が生じた場合はどうなるんですか。その処理についてお伺いします。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） こちらの予算が足りなくなった場合につきましては、また改めまして国のほうに補正予算の対応をしていくこととなります。また、余った分につきましては、全て国費ですので、返還するということとなります。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について）、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第4 議案第2号 那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第4 議案第2号 那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚

染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、栃木県内及び市内の各所で発生している不適切な土砂等の埋立ての発生を未然に防止し、生活環境の保全を図るため、改良土の原則使用禁止、小規模特定事業の許可面積要件の下限引下げ、許可申請に係る事前協議、周辺住民等への事前説明実施の義務化、県外発生土搬入の原則禁止、手数料等の引上げなどを行うなど、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、まちづくり課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） それでは、命により、議案第2号、那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正の主要について、まず冒頭、御説明いたします。

議員全員協議会等でも御説明したところですが、1つ、許可面積要件の変更、2つ、栃木県外で発生した土砂等の使用禁止、3つ、改良土の使用禁止、4つ、許可申請の前の事前協議及び周辺住民等への事前説明の実施の義務化、5つ、手数料の引上げ、6つ、章立ての上、条項の整理を図るとともに、規定表現の明確化やその他の所要の規定の整備を行うといったところが主要でございます。おかげさまで検察庁の協議が終わりまして、本日提案をさせていただいた次第でございます。

それでは、具体について、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。ページを追って、主要な改正について説明をさせていただきたいと思います。

まず、1ページの上段でございます。改正案に新たに目次を設けました。本条例は条項数が多く、内容も複雑ですので、章立てを行うものでございます。この章立てに伴い、本則についても条項の整理を行ってございます。

本則について、第1章は総則です。第2条の定義において、まず現行の第2号、小規模特定事業、それと第3号、小規模特定事業等は紛らわしく分かりにくい面がありましたので、改正案、左側でございますが、第2号、こちらで土砂等の埋立て等事業として市が担います3,000平米未満の事業を対象とする旨を整理いたしました。この条例は、県条例の整理に倣ったものでございます。その上で、現行の第2号、小規模特定事業を改正案第4号に移動し、

さらに市の許可が必要な小規模特定事業の面積等の下限を現行の1,000平米以上から、改正案、500平米以上に引き下げ、規制を強化することといたしました。

2ページ下段からは、第2章でございます。市が担う3,000平米未満の土砂等の埋立て等事業に使用する土砂等の安全基準等をまとめたものでございまして、この整理は県条例に倣ったものでございます。

3ページの上段、改正案第2条の7で、土砂等の埋立て等事業には安全基準に不適合の土砂などは禁ずる旨、それと新たに改良土の使用を禁ずる旨を掲げました。改良土の使用禁止は、県内市町の条例改正動向と市民の皆様の要請を踏まえたものでございます。

3ページの中段、改正案第2条の9に、土砂等の埋立て等事業に係る措置命令を設けました。これは現行、第17条のところ、7ページなんですけれども、こちらに措置命令が集まっていたんですが、これを分解いたしましてここに移動したもので、県条例に倣い、第2章に整理いたしました。内容は現行改正案と同様でございまして、市が担う3,000平米未満の土砂等の埋立て等事業は、安全基準不適合土砂と改良土を禁ずる、にもかかわらずこれを使用してしまった場合、その場合には撤去等の措置を命ずることができるというものでございます。

3ページの下段からは、第3章小規模特定事業に関する章で、許可事業500平米から3,000平米未満の手続、規制等をまとめております。

改正案第3条の2は、新たに許可申請の前の事前協議を義務づけ、4ページになりますが、改正案第3条の4に、新たに許可申請の前に、周辺住民等に対し事業の内容を周知することを義務づけいたしました。この周辺住民等への周知は、現行第10条の2で、許可後の周知、努力義務であったものを規制強化するもので、地域住民の要請を踏まえた改正でございます。

4ページ、5ページの第5条は、許可基準に関する条ですが、改正案第9号においては改良土不可の旨を、第10号においては栃木県内の発生場所から直接搬入される土砂に限定するとした次第でございます。この規制強化も、県内市町の条例改正動向と市民の要請を踏まえたものでございます。

7ページの17条は、現行では措置命令関連を5項構成でくくっておりました。改正案では、小規模特定事業に係る措置命令に限るとして4項構成といたしました。繰り返しになりますが、現行第17条の第1項、こちらは改正案第2条の9、土砂等の埋立て等事業に係る措置命令のほうに移動させていただきました。

8ページ目からは、第4章の雑則でございます。8ページ下段の第20条は、手数料について、県内大多数の市町に倣い、許可の申請を2万6,000円、変更許可の申請を1万6,500円、譲受けの許可申請も1万6,500円とする改正案でございます。

以上が主要でございますが、引用条項を改めること及び字句の整理につきましては記載のと

おりでありますので、御覧をいただきたいと思えます。

最後に、9ページの附則について、施行の期日ですが、令和4年8月1日からとさせていただきます。

以上、主要な部分についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願います。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 改正されてより厳しくなったのかなと思われそうですが、例えば業者が住民説明会を無視してやってしまったとか、そういう条例に違反してやった場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処するという事なんですが、業者によっては100万円払ってもらえばくれてやっちなえという悪質な業者が発生する可能性があります。そういう案件に対して罰金だけで済むのか、より厳しい処置をすることというのは可能なのかお伺いいたします。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 罰則というか、条例内容を厳しくしてございますが、それに対して違反をした場合、何かほかに対処法はあるのかというお話でございます。

まず、土砂条例、我々環境サイドといたしましては、この条例を適正、厳正に執行する。ここに書いてあります、罰則に至るまでに、行政処分ですとかいろいろなものを繰り返していきまして、処分をしていきます。最終的にはこの罰則を適用するところでございます。これ以上の厳しい罰則等があるかというところは、残念ながら土砂条例的にはないところでございます。そのほかの法令等に関係があれば、そちらを適用していくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 罰則で罰金を100万円払えと業者に要求しますね。そのときに、業者は結構巧妙に会社を破産させて、会社の存在をなくしてしまうと。そういった場合は、罰金をどこに請求するようになりますか。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 我々市といたしましては、この条例に基づいて警察に対して告発をしていくことになると思えますが、それ以上の捜査の部分については警察のほうで頑張ってくださいことになろうかと思えます。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 要するにやり逃げをなくすために、例えばそれをきっちりと支払ってもらおうべく、当時の代表者とか社長、取締役とか、そういう類いの人に直接請求できるような方法を、今後、可能であれば、取れば、下手にやり逃げをすることはできないよという旨を意思表示しておいていただければ、より確実なのかなと思われまますので、今後においてそういう業者がうまく逃げることができないような方法を今後検討し、もし可能であれば、そういうことも含めて進めていただければと個人的には思いました。

以上であります。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 今回、6点に沿って、改正ポイントの説明が先ほどありました。

まず、1,000平米以上だったのが500平米以上に、小規模のものは基準を厳しくしたというんだけど、もともと500平米以上だったんだよね。烏山町の段階では、それを那須烏山市にしたときに1,000平米以上にしてしまった。ここらも非常に問題かなと私は思ってるんだけど、そういう点で500平米以上というふうに変更するわけですが、これについては現地確認の上、明確に容積の確認をしてから許可を出すというふうになるんでしょうか。まず、それが1点。

2点目は、県外土砂の搬入、改良土の搬入の禁止ということなんだけど、例えば県外の土砂を一旦県内のどこかに集めてきてストックして、しばらくたってからそのストックしたものを持ち込むなんていうことをされては困りますので、その辺の見極めはどうするんでしょうか。改良土についても同じです。最初はちゃんと残土を捨てながら、頃合いを見計らってからコンクリートの廃材とか、そういうものをぶち込んでくるという危険がありますので、その辺もどんなふうに見極めるのでしょうか。

また、周辺住民への事前説明をこれからは事前協議の許可条件の一つにするということなんだけど、これは役場のほうでも立ち会って明確に、関係自治会、住民の説明会に立ち会って、双方の話を聞くということはやられるんでしょうか。その辺、せっかく改正するんですから、厳しく対処してもらわないと困りますので、その辺の考え方について説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） それでは、3つ質問を頂戴しました。その前に、合併当初の話があったのはおっしゃるとおりでございまして、旧烏山町で500平米だったものが、合併後、1,000平米になったところでございました。

御質問のまず1つが、現地の確認というか、事前協議のお話だと思います。今回の改正で、第3条の2に、新たに事前協議をしていただくということにいたしました。この段階で、ほぼ

ほぼ許可申請と同様の処理を出していただくこととなります。具体的に及ぶ発生元がどこなのかとか、そういったところもお出しをいただくこととなります。その上で、事前協議いただいたもの、それが正しいのかどうかというのは、現状、確認をしながらということになるかと思っております。

2番目、改良土のお話ですとか、県外発生土の話があったと思います。今回の改正で、改良土ですとか、県外発生土については幾つかで触れているんですけど、特に5ページ目の第5条の第1項の10号のところに、県外発生土について具体的に書いてございます。小規模特定事業に用いる土砂等が栃木県内において発生し、かつ当該土砂等の発生場所から直接搬入されるものであること。そうじゃないと許可ができないというふうにさせていただいております。これの証拠を確認するために、発生元の証明などを出していただくことになっていきますので、そういったところを通じて確認をしていくことになるかと思っております。

3番目、周辺住民への事前説明でございます。ここはまだまだやり方については、具体的にどういふふうに運用していこうかというところはこれからの検討になるかとは思っていますが、少なくとも事業上、小規模特定事業が行われる場所、そこに属する行政区長さん、行政区の皆さんには当然話を聞いていただくべきだと考えてございますので、そういったところを通じて説明していただいて、それらも含めて我々のほうにも御報告をいただくことにしてございますので、そういったところで内容は担保できるかなと考えているところでございます。今後、また具体については詰めさせていただきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 住民への説明等の問題でございますが、地元から要請されなければ、それは業者と地元住民との話し合いになると思うんですが、地元のほうでも、要するにプロじゃありませんから、いろんな基準とかデータとかがないですよ。だからそういう点も含めて、業者の言いなりでは困りますので、もし地元から説明会をやるときに市のほうでも立ち会ってくれやと。そういう場合には、オブザーバーになるかもしれませんが、市のほうでもそこに参加をして双方の意見を聞くというふうにしてもらいたいんですが、それを確認しておきたいと思っております。

さらに、茨城県のほうでは、栃木県よりも若干県の担当と警察と、そして地元自治体が連携を取って、かなり業者に対して厳しく対応していると。したがって、茨城県に捨てるようなことを計画したものが、栃木県のほうが甘いよというふうにして栃木県になだれ込んでいます。市貝町の見上付近ですか、あの辺なんかは夜中の2時、3時に物すごい勢いでやっていますけれども、それは警察の仕事でしょみたいなことじゃなくて、県の担当と警察と地元、職員の皆さん一生懸命やっているのはよく分かるんですが、その辺でもっと連携を取って、この基準に合

うものや、あるいは不法投棄もありますから、そこら辺の防止のためにも厳しく対処していただきたいと思うんですが、その2点、もう一度御回答をお願いします。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） まず、1番目は、地元から要請があった場合にはというお話ですけれども、こちらについては前向きに検討させていただきたいと思います。

2番目、茨城県の連携に倣ってというお話でございます。今年度になって、我々の担当が夜中に出勤をしたりとか、あるいはここの管内、那須烏山市の外にも出向くようなことをやっております。今も幾つかの市町村と県とで連携してということをやっております。なかなか具体には言えないことですが、そういった連携はかなり実はやっておりますので。そして、県は今回の案件に対して相当力添えをしてくれていますし、関係市町村との関係も非常に良好でございますので、引き続きそんなことで連携を強めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 了解。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 1つお伺いさせてください。今回、周辺住民等への説明という項目がありまして、住民説明会を開催するとあるんですけれども、もちろん適法に事業を行うことが前提となるんですけれども、住民説明会を行って、そこで理解が得られなくても、許可は得られるという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 先ほども御覧いただきました4ページ目、5ページ目のところに許可の基準がございます。許可の基準につきましては、作り方的には申請者の要件、それと各種の手續に関する要件が介在してございます。これらを満たしていないと許可が下りないというふうになってございますが、周辺住民の説明の中で同意が得られないという項目は、そこまでは設けていないところでございます。どういった点で同意が得られないのかということの確認をしたいと思いますが、そういった意味ではそこでの同意が得られないと許可が得られないというものではないと考えてございます。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 何度も質問して申し訳ないんですけど、平塚議員のほうから具体的な質問が出たので、私のほうから追加で質問しますけども、今まで千葉とか茨城とか、どんどん

海からうちに入ってきている被害がということ、何でそうなるかということ、条例がないとか、あるいは条例に弱点があるというところが狙われているということが明らかなんですけども、今回この条例を改正するに当たって、他の市町村も含めて、うちのほうがこういうところを意識して、これがすばらしいんだというのがあったら紹介してほしいんですけど。同じ場合だったら同じにしかならないんじゃないかなと思うんですけど、特に今、課長の説明では、市民の意見を入れたとかという話があるので、特にこれを意識して改正したというのがあったら説明してほしいんですけども。

今、たくさんいろんなところでこれだけ事件が発生していることを考えたら、今回の条例改正によって条例が改正されれば、これは防げるものなのかどうか、防げないとすれば何を努力しなきゃいけないかという点について確認します。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 今回の本市の条例改正について、他市町村とどこが違うかというところがございますが、おおむねほかの市町村も大体同じようになってございます。市町村によっては、面積要件が1,000平米のままでしたり、例えば市への事前協議をしないところなんかもありますし、そういった意味ではまちまちでございますが、それらを全て網羅しているという意味では那須烏山市のものは全体的にはよくまとめたところだと思っています。

それと、特に市への事前協議と住民への説明、ここをセットとしているところは、かなり地域住民の皆さんの不安を払拭したいというところで強化をしているところでございます。

その次に、では、今回の改正によってというか、これまでの条例によってというお話でございましたが、熱海の事件でもありましたとおり、土砂条例にはどうしても限界があるかと思えます。それで、宅地造成等規制法が改正をされまして、新法になってということになってございます。残念ながら、今の条例的には限界はあるんだろうなと思っています。

ただ、この条例を厳正に執行する、適正に執行する、先ほどもお話しいただきましたとおり、県と市町村とで連携をして、あるいはまた市民の皆さんと連携をして、厳正・適正に執行していくということで、今後、ああいったことがないようにできればと考えてございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） じゃ、この条例の話に関しては、大体ほかの市町村よりも網羅されていて、さらに厳しくなっているという認識でいいと。

それと、これで防げるかということ、これは限界があるんじゃないか。なので、今、マスクしているからよく聞こえなかったんだけど、こんなことをみんなでやらなきゃいけないかというところがよく聞こえなかったんだけど、もう一度説明してください。これだけの条例で今まで

のものが防げるかということに関しては、難しいんじゃないかというところまで聞こえたんですけど、それをどうやって乗り越えたらいいのかというのをもう一度説明してください。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 本市の土砂の不適正案件は令和2年の夏ぐらいから始まりました。その後、お知らせ版ですとか広報、ホームページ等々で結構周知をさせていただいたんですけど、残念ながらこういった悪い案件がございます。そういった意味では住民の皆さん、土地の所有者の皆さん、悪いような案件を上手に、きっと巧妙にやってくるんだと思いますけれど、そういったところも今あり得るような世の中ですので、そういったところにはぜひ注意をしていただいて、こういったところに土地を貸さないというふうにしていただきたいと思います。市民の皆さん、地域の皆さんにも気をつけていただいて、それと我々市としては連携をしながら対応していきたいと思います。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） これからやりながら、いろんなことに知恵出さないと駄目だなという気が今して、聞いていて思ったので、我々も頑張るんだけど、担当のほうも大変だけど、頑張ってください。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

13番沼田邦彦議員。

○13番（沼田邦彦） この条例改正につきまして、何点かお伺いいたします。

第3章の第3条の事前協議の部分なんですけれども、事前協議のまず最初に、事業者と市長との協議をしなければならないということがございます。ここが一番重要な協議となってくると思われまますので、市長におかれましてはありとあらゆる角度から想定をしながら、この事業者との協議をしっかりとしていただきたいと思います。

その上で、その次に地権者、土地の所有者との同意ということがありますけれども、当然同意を得なければならないということと、場合によっては事業者が土地を所有して、同意が必要ないということも想定されます。その後に、先ほど荒井議員からもありましたけれども、周辺住民への説明を義務づけしたということは一歩前進だと思うんですけども、説明をしたけれども、さらに同意を得ての着工ということになっていけば一番いいわけで、なぜここで説明はさせるけれども、同意を得るところまで踏み込んでないのか、ここをひとつ説明いただきたいと思います。

また、その後に、説明会を開催することができない特別な理由があると市長が認めるときは、説明会の開催に代えて市長が認める適当な方法により周知を図ることができるとありますけれ

ども、どのようなときにどのような周知方法を想定するのか、この説明も伺います。

次に、第5章、罰則規定の改正前と改正後、変化があったとすれば、罰則規定のどのような部分を強化されているのか、もう一度伺います。

次に、細かい話になるんですけども、特に神長地区の現場なんかでは、夜中の1時、2時から作業をしていたということも何度も聞いております。この作業に当たって何時から何時までとするとか、そういう細かい規制はこの条例の中でうたわれているのか伺います。

そして最後に、今、市内で起きているたくさんの現場がありますけども、条例を改正することによってどのように解決に結びつけていくのか、市の考えがあるのか伺います。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 何点か御質問いただきました。

まず、周辺住民の同意を義務化できなかった、そこはなぜなんだというお話でございます。こちらの周辺住民の同意については、そこまでの義務化を図っているような例が見受けられませんでしたので、残念ながらそこまでの義務化は義務づけることはできませんでした。

その次が、地元説明ができなかった場合、どういったケースがあり得るかという、今回のコロナみたいなものが、例えばまん防以上になった場合、特に本市においてクラスターが大きく発生してしまった場合なんかは、どうしてもなかなか開催ができないと思うんです。そういう場合には、土地利用のなどでもよくありますけれど、致し方なく回覧文書等で対応するということがありますので、そういったケースが想定されるかと思えます。

それと3番目、夜中に作業するようなケースでございます。こちらについては、今回の条例の中には記載ができてございませんが、規則のほうでそのようにいたす予定でございます。規則の中で生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する基準というものを設けまして、その中でそういった作業時間などについても規定をしていって、一般的な時間、8時半から5時までという内容にしていく予定でございます。こちらは、前回の全協のときにも資料を配付させていただきました中にお示しをしていたとおりでございます。

それと、最後に4番目、改正によって、現在起きてしまっている事案に対して対応ができるのかというお話でございます。今回の条例の附則を見ただけであれば分かりますとおりの、残念ながら今回の条例の適用は8月1日の施行日以降になってございますので、これ以前のものについては旧条例での対処になるということでございます。そのような状況でございますので、この条例的には現在起きているものの対処方法については、残念ながら示すことができていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市長の判断というのがありましたので、私のほうでもお答えさせていただきます。

ほぼ課長が答えたことなんですが、実は山林の中とか、地権者が分からなかったり、いろんな部分で住民説明といたしましても住民があまりいない場合もありますので、そういう場合の許可とか申請はこちらで対応させていただきたいと思っています。

あと、改良に関してですが、これができたから、すばらしく変わるというわけではないのは御承知おきいただきたいと思っています。今回ののはほぼ悪質なので、実際にこれをやったからといって住民説明会をしてくれるかと言われたら、してくれるような業者ではないのがかなり入ってきています。ですから、本当に県と警察と今、協力をさせていただいて、職員も夜中の1時から待機させていただいて、追いかけてたりとか、入ってこないように撮影をさせていただいたり、警察にもいろんな助言をいただきまして、どのような道路の対応ができるかを今検討させていただいています。

今チェーンをかけさせていただいたり、大きな重機が入らないように対応させていただくようなことをさせていただいています。どうしても地域住民も利用するような道路に面していたりするので、全部を塞ぐわけにはいきませんが、なるべくの対応を県と警察と協議させていただいて、しています。それでもほかに行ったりとかしていますので、本当に強固に対応していきたいと思っています。

神長だけではないので、いろんな地域が夜中から搬入されておりますので、その辺は地域住民の方々に本当に御心配をおかけしているのは重々承知しておりますので、なるべくないように対応させていただきたいと思います。また、この後に出てきます皆様の意見書の提出が大きな力になると思います。もしもこれで置いていかれたものを排出するとなりますと、市だけではとてもできませんので、それを国や県に要望ということは大きな力になることだと思いますので、今後とも皆さんの御協力をお願いしたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 13番沼田邦彦議員。

○13番（沼田邦彦） 一通り答弁をいただきましたけれども、特に事前協議の部分で、地元の説明は義務化したけども、同意は義務化していないと。周りの自治体を見るとそこまでやってないということなんですけれども、そこはバランスを取る必要ないと思うんですよね。特に那須烏山市はそういう例がたくさんあって、今の話ですと、条例を制定しても遡って対処することができないということでもありますので、今回はこれで上程されているわけですけれども、ぜひ地元説明への住民の同意、これも那須烏山市の条例にぜひ盛り込んでいただきたいと私は思いますけども、もう一度答弁をお願いいたします。

あと、時間帯の部分ですが、規則に盛り込まれているということでもありますけれども、規則

に盛り込まれることによって、それが適正にされていない場合の罰則規定とか、何かペナルティー規定というのはあるのですか、改めて伺います。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） すみません。先ほどの質問の中で1つ答弁が漏れていましたので。罰則についてですが、罰則については今回は改正してございません。現行も改正も同様となっております。罰則については、措置命令に違反をした場合とか、あとは許可を得ないでやってしまったみたいな重大な場合については、1年以下の懲役または100万円以下の罰金、それ以外にも個々いろいろな手続を規定してございまして、許可の後に実際に土砂を搬入することになったら届出を出さなくちゃいけないですとか、適正に土砂が搬入されているかどうかを確認するための管理台帳をつくらなくちゃいけない、あと水質検査を行わなくちゃいけないとか、いろいろなものがございます。あとは立入検査には誠意を持って対応しなければいけない、こういったことに違反した場合にも、100万円ではないんだけど、50万円以下の罰金をという内容になっています。現行も改正も変わっていないところでございます。

今ほど時間帯について、それが違反になった場合にどうなんだという、罰則が適用になるのかというお話がございました。その場合には指導していくことにはなるとは思いますが、それによってストレートに罰則が適用されるようなところにはなってございません。いろいろな違反があった場合に、この罰則に該当するような案件であれば、罰則適用になるというつくりとなっております。

もう一つ、要望いただいた同意の件でございます。こちらについては今回、宅地造成等規制法が改正になって、規制区域などもつくられるやに聞いてございます。そういったところを見据えながら、法の改正の状況などを見ながら、考えていく必要があるかと思えます。土地の所有者の地権もございまして、すぐに地元同意が得られないからといって、そういうふうにできるのかどうかちょっと分からないところですけど、こちらは法改正の状況を見ながら検討させていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 13番沼田邦彦議員。

○13番（沼田邦彦） 3回目です。今回、那須烏山市の幾つかの現場でいろいろなことが起きておりまして、条例だったり、規則だったり、それを逆手に取って繰り返し繰り返しされているんですけども、そういったことが今後起きないように先回り先回りで今度打っていかないと、せっかく改正する意味が薄れてしまうので、私は何度も言いますが、土地の所有者の同意とあわせて住民説明の同意、これは義務化するべきだと思います。ぜひやっていただきたいと思います。市長さんいかがですかね。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 土地所有者の同意というのは、所有した方が自分の土地に自分のものを持ってくるということなので、規制がなかなか難しいことになります。ですから、周辺住民からの同意が得られないということが大きなことになると思います。ただ、1名とか10名とかいる中で1名が反対しているのか、その辺の協議もさせていただくことになると思います。本当に溝になっているところを埋めることによって、そこが交通が楽になるようなことでちゃんと改正するのか、もしくは本当に個人のそういう残土を持ってきてだけなのか、いろんな条件があると思いますので、その辺は協議させていただきたいと思います。

地域住民に迷惑がかかるようなことはこちらも同意をさせたくはないと思っていますし、反対者がいれば、私たちもそれを認めるような方向には進みたくないの、その辺は皆さんと一緒に同じような気持ちでいますので、皆さんが反対しているのに市のほうで許可を出したということがないようにはもちろん進めていきたいと思っていますので、その辺は御安心していただきたいと思っています。

あと、土地の所有者が分からない業者に売ってしまうというのが一番大きなことになってしまっているので、その辺は広報等を使って説明とか注意喚起は続けていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） すみません、先ほども質問させていただきまして。沼田議員の先ほどの質問とちょっと関連して質問させていただきます。

また、周辺住民等への説明に関してなんですけれども、先ほど課長のほうで、規則があって、事業をやる時間がその中で決まっているというお話でした。住民説明会に関しては、周知の方法だったり、開催のやり方に関して規則といったものはあつたりするのでしょうか。

私、何が言いたいかというと、そのやり方として、例えば山奥の土地の入り口あたりに看板を立てておいて、住民説明会、何月何日にやりますとか、そういった簡単なものでも住民説明会に代わるものになるのか、例えば誰もフォローしてないようなフェイスブックだったりとか、そういうSNS上で告知しているから、それで足るものなのか、そういったところに関して教えていただければと思います。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 規則において、周辺住民への説明についてはどんな規定があるかということなんですけれども、先ほどもちょっと御説明しましたが、事業所が所在する行政区に対しての説明、あるいは小規模事業区域の境界線からおおむね300メートル以内という

エリアについての規定はする予定でございます。時々、行政区をまたがるような地域もありますので、その場合には両方、それ以外にも利害関係の方には説明をしていただくというような、説明する相手はどんなところですかというものは設けさせていただきたいということでございます。

それと、周知の方法の一つとしての標識というところでございますが、この標識につきましては今の条例の中にも標識の規定はございます。第12条なんですけれども、許可が終わった後に標識を掲示しなくてははいけません。これは事業する者が標識を掲示しなければならないというふうにしてございます。誰がやるのか、あるいは現場代理人者は誰なのかという標識を掲示しなさいというふうになってございます。それと、土砂の搬入車両も表示をしなさいというふうにしてございます。どこの現場に運ぶものなのかとか、そういった内容を表示しなさいというふうになってございます。

なので、善良な事業者がこういった表示をやっておけば、住民の皆さんはある程度安心をしていただけるという内容としてございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） これで3回目の質問になると思うので、最後だと思うんですが、その方法、実務的な話なんですけれども、手紙だったり文書だったり、そういったものなのか。例えば電話して出なかったとか、そういう何か細かい規定みたいなのはあったりするんですか。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） そのやり方についての細かい規定内容については特にはございませんが、実際、今までのこういった回覧をしていただくときには、どういった方々に説明をしていただいたのかという内容を教えていただいたりとか、そういうことはしているかと思えます。こちらについては、この後、また検討させていただきたいと思えます。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

11番田島信二議員。

○11番（田島信二） 1点だけお伺いします。今現在、何か所ぐらいに土砂が捨てられているのかと、あとその量はどのぐらいなのか教えてください。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 何か所、今現在あるのかという、令和2年の夏から本市の中でこういった不適正な案件が発生してございますが、我々としてここに関わっている案件は、今現在、明らかに関わっているのが市としての案件として4件、それと県の案件だろうということになっているのが1件、合計5件です。それ以外にも、今後出てくる可能性があるという

ものが何件かは話を聞いているところでございます。実際起きている、市として捉えている案件としては、明らかなものは4件ということでございます。

○議長（渋井由放） 何立米あるか、何平米あるか、そんなこと言いましたか。

大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 面積については、4件まちまちではございますが、4件ともいずれも2,000平米以上、大きいものは限りなく約3,000平米に近くて、小規模なものは2,300平米という面積になっているかと思えます。かつて測量した感じではそんな感じでした。体積はもともとの地盤が分かりませんので、体積までは把握できていないんですけど、面積については4件とも一応測り出しをしております。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○11番（田島信二） 了解。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 同僚議員から様々な質問があったところでありますが、私から7点についてお伺いをいたします。今回の条例改正に直接関係のないことも少々含めさせていただきます。

ただいま田島議員から質問があった答弁によりますと、市内に既に5か所ほど埋め立てられてしまったということなのですが、これは今年の3月でしたか、神長自治会長から埋立て土地の問題について文書と写真つきで執行部、議会に提出されましたね。そこでお伺いしたいのですが、市内で既に埋め立てられた土地、土砂の安全対策について今どのようになっているか、非常に心配なんです。このことについてお伺いします。

2点目申し上げます。この土砂搬入により破損した市道等の復旧状況、その復旧費用の負担についてはどうだったか、これは都市建設課長のほうからお伺いをしたいと思います。

3点目お伺いします。これは条例改正の1ページの中の第2条2項の件なんですけど、この中に埋立て面積が3,000平米未満ということなんですけど、未満ということは1平米の埋立てでも該当するということになるのかどうかです。

次、4点目申し上げます。これは3ページの第2条9項の件であります。ここに土砂等の埋立て等事業に係る措置命令がありますが、この担当職員には土砂等の区分、すなわち安全基準に適合している土砂か否かを見分けることはできるのでしょうか。現在の担当課の職員の中にそのような技術、能力を持った職員がいるのかどうかについて、お伺いをいたします。

次、5点目なんですけど、8ページの第20条です。手数料条例なんですけど、先ほどの担当課長の説明によりますと、手数料を引き上げた理由については他市町の例に倣ったとありますね。

今回、手数料を引き上げた理由なんですけど、ただよその市町村に倣ったというだけではどうも説得力がないですよ。市の手数料条例の中では、今回も土砂の関係では最高で1件につき2万6,000円もいただくことになっていますね。相当高額な手数料になるわけなんですけど、市が今定めている手数料条例、それに比較して均衡が図られているのかどうかです。これが重要じゃないかと思います。この件についてお伺いします。

6点目を申し上げます。これは9ページ、第22条です。この罰則規定、これは1年以下の懲役または100万円以下の罰金となっていますが、懲役は裁判所が決めること、市役所が決めることではないですよ。そうしますと、例えば100万円という罰金額を決定するのは、これも裁判所ですか。そうしますと、100万円は市の歳入になるのか、それとも国庫に入るのか、これについてお伺いをしたいと思います。

最後の7点目です。今回は那須烏山市に適合する土砂条例の改正になったわけなんですけど、よその土砂条例に比較しまして本市の違いというのはあるんですか。この辺、違いがあるのかどうかです。

以上です。7点についてお伺いします。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 1番目から、まずほかの安全対策についてということでございます。こちらについては、土砂条例には構造基準というものがございまして、構造については垂直距離1メートルに対して水平距離は1.8メートル、そういったのをつくっていったら、それも垂直距離5メートルになったら、小段を1段つくるという構造基準がございまして、高さが10メートルを超えるようなときには安定計算をしていただくということになってございますが、これらについては今の不適正案件の大多数がこれを満たしてはございません。ですので、構造基準違反だということになってございます。構造的な安全性は問題があるというふうに思っています。なので、こちらについてはかなりまめに現地を確認して、崩れたりとかそういったことがないのかどうか確認しているところでございます。

その次の2番目の市道の幅員については、都市建設課からお答えをいただきまして、3番目、今回の条例の対象についてでございます。

議員おっしゃるとおり、ゼロ平米から3,000平米まで、これを土砂等の埋立て等事業というふうにいたしてございますので、市が所管しますゼロから3,000平米については、この土砂等の埋立て等事業の第2章のところ適用になってくるということになってございます。

その次の安全基準についての見分けでございます。安全基準につきましては、どっちかというと化学的な物質、カドミウムですとかシアン、鉛、ヒ素、そういったものが入っていないことになってございます。ですので、こちらについては目視で見分けをするものではございませ

るので、各種の検査を行って初めて証明されるものでございます。この検査につきましては、許可業者については、土砂を搬入するためにこういった計画をつくっていただいたときに検査をしていただいて、その証明を出していただくということで、安全かどうかというものを担保するという内容となっております。

その次の手数料でございます。手数料につきましては、おっしゃるとおりで、本来ですと、どのぐらいの経費がかかっているのか、どのぐらいの時間がかかっているのか、それに対して件数が幾らなのかということをお勘案していく必要がございますが、残念ながら、かなりの経費はかかっているんですけど、それに見合った手数料というものを積算していくとかなり莫大なものになってしまうものですから、今回についてはそれも勘案した上で、県内のほかの市町村と足並みを合わせるということにさせていただきました。

その次の罰則についてでございます。罰則については、我々告発をさせていただいて、検察のほうで起訴していただいて、どういうふうな罰になるのか見ていただくんだと思いますけれど、歳入については、おっしゃるとおりで、我々の市ではございませんで、国庫のほうになるうかと思えます。

最後に、他市町村の条例との比較でございますが、先ほども小堀議員にもお伝えをいたしました。特に事前協議と周辺住民への周知、これをセットにしている団体というのはまだまだ少ないので、そういったところでは総合的な条例としてまとめたところがポイントだと思っています。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 不適正案件におきまして、市道が損傷してしまった場合の復旧でございますが、1か所につきましてはかなり大型が通ったために段差がひどくできてしまい、普通車の通行もちょっと危ないという状況がございましたので、そちらにつきましては都市建設課のほうで修繕をいたしまして、施工者にその負担を求めるということで現在調整をしております。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 一通り7点について答弁をいただきました。そのうちの最後に答弁いただきました都市建設課長、道路復旧費の費用負担、これは当然、原因者が負担すべきなんです。これは強力で請求してください。お願いします。

それと、1点目の現在埋め立てられた土地の安全対策についてなんです。これは時々確認をしているということなんです。もしこれ事故にでも遭ったら大変ですから、これは頻繁に現地確認を定期的実施していただくよう要望します。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 15番高田でございます。同僚議員から何点か質疑がありましたが、私は2点についてお聞きしたいと思います。

まず、4ページの周辺住民等への説明というくだりなのですが、周辺の定義は、先ほど荒井議員の質問に300メートルという基準を示されましたが、例えば高いところにある土砂が流れ出して、熱海のように下流まで押し寄せるということも考えられます。その場合には、周辺にその部分を加えていただきたいと思います。

あとはもう1点、全体の中なのですが、多分、罰則のところでは検察庁との協議に時間を要しているのでは、6月議会では今回の改正は間に合わなかったと、そのように説明があったんですが、協議している中の部分はどこを指しますか。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） それでは、まず周辺住民への説明でございます。

条例、4ページの第3条の4のところ、第1項に許可の申請をしようとする場合には、説明を行うこと、第2項のところでは、事業者は周知に当たっては内容について理解が得られるようにすること、3番目、第3項で、事業者は周知を行ったときは市長に報告をするというふうにしてございます。

周辺住民への説明については、代表的なところは規則で書かせていただきますが、条例の第3条の2、一番最初に市のほうに事前協議をしていただきますので、特にここには説明をしてくださいというお話は、事前協議の段階である程度お話ができるかなというふうに思います。今のところ、2か所ぐらいの行政区をまたがる場所を想定しているんですけど、これが3か所5か所もというところによってそういうところもあるかと思いますが、ここは事前協議の中で相談をして広く知らしめていただいたほうがいい場合には、そういうふうをお願いをするということになるかと思いますが。

2番目、検察庁との協議でございます。検察庁との協議は、時間がかかりましたけど、7月1日に協議が終了いたしましたので、今回の条例上程になりました。こちらに当たっては、全ての条例等と、あと規則の原案などもお渡しをさせていただきますので、全般にわたって確認をいただいたものと考えてございます。特段の問題点等の指摘はございませんでした。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 周辺の定義は、答弁のように、流出のおそれのあるような地域も含

めて説明を行っていただきたいと思います。

最後のページの検察庁との協議ですが、もう少し罰則がきつくなるのかなと理解していたんですよ。ですから、真面目にやる事業者は問題ないんですよね。ですから、ルールを守らない、例えで言えば、ロシアのようなルールを守らない方々にどう対処できるか。だからこれを刑法で扱う犯罪として立証できるかどうか、私は問題だと思うんです。そういう考えはどうでしょうか。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 罰則の強化についてでございますが、こちらは今回の現行と改正案と、罰則の強化は行ってございません。これは自治法の範囲の中でのものとなってございますので、そこにとどまっているところで、周辺の市町村とも同じような内容になってございます。

この罰則の強化については、今回の宅地造成等規制法が改正されて、こちらの罰則は相当強化されるやに聞いてございます。廃棄物処理法と同じような、かなり強めな罰則になると聞いています。こちらの施工がなされていくうちに、恐らく土砂条例も今後また検討する必要があるのかと思ってございます。今回については取り急ぎの改正でございましたので、罰則については従来のままとしてございますが、おのずと今後、やはり課題になってくるのかなと考えてございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） そうすると、国の動向を見て、今後は進めるということによろしいでしょうか。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 引き続き、新しい法律の改正等を踏まえながら、検討していくことになろうかと考えてございます。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第2号 那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時30分といたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎日程第5 議案第3号 財産の取得について

◎日程第6 議案第4号 財産の取得について

○議長（渋井由放） 日程第5 議案第3号 財産の取得について、日程第6 議案第4号 財産の取得についての2議案については、いずれも関連がございますことから、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第3号及び議案第4号の2議案については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第3号から議案第4号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第3号についてでございます。

本案は、那須烏山市消防団第1分団第1部（仲町・泉町・城東）の消防ポンプ自動車を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第1分団第1部につきましては、平成9年10月に取得し24年が経過している状況であり、今般、消防ポンプ自動車を取得・更新するものであります。

次に、議案第4号についてであります。

本案は、那須烏山市消防団第4分団第1部（興野）の消防ポンプ自動車を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第4分団第1部につきましては、平成11年12月に取得し22年が経過している状況であります。今般、消防ポンプ自動車を取得し、更新するものであります。

以上、議案第3号から議案第4号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

詳細につきましては総務課長に説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 私から詳細の説明を申し上げます。

両議案とも財産の取得として、消防ポンプ自動車の更新になります。更新の目安は、おおむね20年から25年経過する車両を基準に、車両、ポンプの状態、故障の頻度、分団・部の統合、再編の検討、車庫、詰所の移転などを勘案し、消防団本部、正副分団長会議、消防委員会などで確認の上、決定しております。

車両の仕様については、直近で購入した車両を参考に、分団・部の要求を踏まえながら協議の上、部ごとの仕様に応じた車両となり、同一車種同一仕様となっておりますことを申し上げます。よって、1台ごとに入札・発注しております。今回は、1台当たりそれぞれ税込み2,000万円を超える契約額となっていることから、議決案件となりました。

さて、議案第3号は、仲町、泉町、城東地区の第1分団第1部と、議案第4号は興野地区の第4分団第1部の車両更新ですが、主な共通点、相違点を御説明いたします。

入札は、それぞれ郵便入札による一般競争により執行いたしました。7社応札があり、どちらも栃木県消防整備株式会社が落札いたしましたところでございます。両車両の共通点は、CD-I型、キャブオーバーWシートのI型で、ポンプ性能はA-2級になります。車両総重量5トン未満、マニュアルトランスミッション、パートタイム四輪駆動などとなります。

相違点は乗車人員で、1分団1部は車内に6名、ボディー後部内に2名をプラスして、8名

が乗車できる車両でございます。4分団第1部は車内6名のみとなっております。艤装では、第1分団第1部は既存のホースカーやボディー後部内に2名と連絡可能な通話装置を取り付けるなど、現場での実用性を重視し、また第4分団第1部は8メートルの吸管を追加、リアステップにホース6本の置きスペースを確保するなど、操法大会も重視した艤装となっております。

以上が、主な共通点と相違点でございます。

納車期限は、両車とも来年3月22日となります。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

13番沼田邦彦議員。

○13番（沼田邦彦） この契約に対しては了解をさせていただきますけれども、6番の契約保証額免除とあるんですけれども、この基準について伺います。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 契約保証金については、原則徴収するというのが基本でございます。その中で、手書きで免除というのは、最初から免除ありきではなく、あくまで業者が決定した後に、業者の今までの消防車両の納入実績を加味した上で、間違いなく契約が履行できることを確認されるような業者であれば、免除の手続きを取って免除するというものでございますので、今回はこれまでの本市における納入、また他市町、同じような車両の納入の実績を勘案し免除の申請を受け、それを承認したものでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 13番沼田邦彦議員。

○13番（沼田邦彦） いわゆるただしの部分だと思うんですけれども、基準でいうと、幾ら以上とかってあるんですか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 建設工事などですと、130万円以上というのはあるんですが、物品等につきましては設定金額というのはございません。今までの実績等を踏まえた上で免除にしているのが今までは多かったですが、今後はさらに免除の取扱いを強化するため、実績に応じた免除申請の承認という手続を一つかませまして、厳格に行っているところでございます。

○議長（渋井由放） よろしいですか。ほかにございませんか。

5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 今、佐藤課長の説明の中で部の統廃合の話も出ましたけども、現状はどうなっているかお伺いいたします。

それと、車両総重量、ポンプ車は5トン未満となっていますけども、今の若い人の免許証では乗れない可能性もあると思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、統廃合の件でございますが、現在、女性部も入れまして全部で40部ございますが、車両の更新につきましては、20年以上の車両が、今の段階ですと、今回の2台も踏まえまして9台ございます。そのうち、令和7年度までおおむね更新を予定しているところを含めると5台ございます。残りの4台につきましては、今後、統廃合が予定されるであろうと従前から懸案事項になっているところがございますので、それらの合併協議をした上で、必要であれば更新していくという状況でございます。第3分団と第6分団のところで、合併協議という懸案事項が前からちょっとお話があったので、それらを踏まえまして、今後、調整していきたいと思っております。

それと車両の運転でございますが、平成29年3月の道路交通法の改正に伴いまして、現段階では平成29年3月11日までに取得した普通免許の方は、今回、購入する車両は5トン限定準中型免許となりますが、それは運転することが可能となってまいります。平成29年3月12日以降に取得された免許の方は普通免許だけになりますので、総重量は3.5トン未満、最大積載容量は2トン未満でございますので、通常の消防車両は運転できないというのが現状でございます。

なお、3.5トン未満の消防車両をつくるような業者も最近出てきてはございますが、そうしてしまうと車両が限定されるということになってまいりますので、その辺につきましては分団・部と協議をしながら、車両については検討しているところでございますが、現在は車両総重量5トン未満、最大積載量3トン未満、普通免許でも平成29年3月11日までに取得した人が乗れる、5トン限定準中型免許所持者の方は消防車両の運転ができるという状況でございます。

以上です。

○5番（興野一美） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

○15番（高田悦男） 15番高田でございます。ただいまの両議案に対しまして、車両とポンプのメーカー名を教えてください。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 車両については、両車両とも日野になるかと思われれます。載せるポンプにつきましては、恐れ入ります、確認した上でお答えしたいと思います。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 財産の取得については分かったんですけども、今まで使っていたポンプ車については業者にそのまま渡すのか、あるいは別な活用方法が検討されているのか、その辺、関連するんですが、よろしくをお願いします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 廃車になる車両なんですけど、通常、入札した業者が廃車を処理するというんじゃなく、改めて廃車として手続を取ってございます。以前ですと海外に車両を流していた時期もあるんですが、結構要望が高いというか、我が市のような20年以上経過した車両はあまり好まれないという状況がありましたので、ここ数年来は独自に廃車手続を取って処分しているというのが実態でございます。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○16番（平塚英教） はい。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 14番中山五男です。この契約内容については特別問題ないと思っておりますが、この際ですから、参考のために3点ほど伺いをします。

まず、1点なんですけど、現在使用中の消防ポンプ車、これは20年以上過ぎてもまだまだ使用に耐え得るのではないかと考えています。この処分方法というのはどんな方法を取られているんでしょうか。売却している場合には幾らぐらいで売却できているのか、これについて伺います。これが1点です。

20年過ぎても走行距離というのはまだまだ10万キロメートルに達しないのではないかとありますが、それぞれの走行距離が分かりましたら、伺いをしたいと思います。

それと、3点目なんですけど、火災現場に直接出動しても、主力とするところは広域消防でもって、市の消防車は大体は後方支援という方法ではないかと思っております。それで、これほどの多額の2,000万円を超えるような消防ポンプ車を買って、私はこれは大変な市の負担になるなと思っているんですが、この辺のところはどうなんでしょうか。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 廃車にする場合、艤装の部分で使用できるものは、各部がそれを取り除いて、本当に要らないものだけを廃車にしているというものでございます。今回も1分

団1部につきましては、ホースカーということで、ホースを積んで引っ張る車両、あれはもっと使えるので、それを車に取り付けて、また利用するという話も聞いてございますので、各消防分団・部が再利用できるものはそれぞれの部で保管し、本当に要らないものだけを処分するというところで廃車にしております。

売買については、近年、全て廃車という手続を取っておりますので、売買した経過が今までにあったのかなのか、すみません、この場でお答えできないのが現状でございます。

それと、走行距離につきましても、すみません、それぞれの車両が何キロ走行しているかは確認しておりませんので、改めてその確認をした上でお答えしたいと思います。すぐお答えできるような状況ではございませんので、後日、お答えという形になるかと思いますが、対応させていただきたいと思います。

あと、消防車両の大きさでございますが、基本的には各分団ごとにポンプ車、小型ポンプ車それぞれ、今までの歴史等もございまして、統廃合にしない間はポンプ車、小型ポンプ車それぞれ、その地域で火災が起こったときに対応できるような配備をそれぞれの分団で検討の上、現在に至っております。

ただ、統廃合した場合は、その後、ポンプ車であれば小型ポンプが必要であるのか、また中山議員からもお話があったとおり、今後は小回りの利く小さな車両、軽自動車の消防ポンプ自動車というのも最近出ております。宇都宮や大都市では、非常に狭い道に入っていく車両として有効だというふうにも聞いております。本市の状況でも小型の消防自動車、先ほど普通免許でも取れる3.5トン未満の車両が今後ますます出回ってくれば、そういった車両も今後、分団・部に投げかけながら、車両選定は行っていきたいと思っております。

申し訳ありません。売買価格と走行距離については、現時点では持ち合わせ資料がございませんので、後日お答えしたいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○14番（中山五男） はい、結構です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第3号 財産の取得について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決をいたしました。

日程第6 議案第4号 財産の取得について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第7 意見書案第1号 特定盛土等の撤去に向けた財政支援を求める意見書の提出について

○議長（渋井由放） 日程第7 意見書案第1号 特定盛土等の撤去に向けた財政支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

9番小堀道和議員。

〔9番 小堀道和 登壇〕

○9番（小堀道和） それでは、趣旨の説明をいたします。

資料が皆さんのところにあると思うんですけども、意見書案第1号、特定盛土等の撤去に向けた財政支援を求める意見書の提出について、趣旨の理由を申し上げます。

本市では、令和2年度中から土砂等の埋立てが増加し、その対応に努めておりますけれども、不適正案件が多く、まちづくり課におかれましては条例に基づく措置命令を発出するなど、大変苦慮しているところであります。

本日の臨時会におきまして、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を改正し、また国におきましても令和4年5月に宅地造成及び特定盛土等規制法により、危険な盛土等を規制する法の改正が行われ、今後の不適正案件の減少が期待される場所とあります。

しかしながら、これまでに市内各所で行われた不適正事案を規制することは困難であり、これらの盛土等の撤去を本市が単独で行うことは現実的に限界があります。その中でも、特に神長地区は、平成23年3月に東日本大震災において発生した土砂崩れにより死亡事故が発生した場所であり、危険な盛土等の山に地域住民は恐怖と不安の日々を送っています。これまで市内で発生してしまった不適正な盛土等がこのまま放置されてしまうと、今後、大きな災害となってしまうおそれがあり、危険な特定盛土等を一刻も早く撤去する必要があります。

よって、国及び栃木県に対しまして、特定盛土等の撤去に向けた財政支援を求めることは必要であると考え、要望するものであります。

以上で提案の趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 意見書案第1号 特定盛土等の撤去に向けた財政支援を求める意見書の提出について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決い

たしました。

---

○議長（渋井由放） 以上で、この臨時会の日程は全て終了いたしました。

これで令和4年第4回那須烏山市議会7月臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

[午前11時54分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和4年11月22日

議 長 渋 井 由 放

署 名 議 員 興 野 一 美

署 名 議 員 青 木 敏 久